

相馬市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、市民等のために暑さをしのぐ避難場所として開放する暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2 募集施設

市内の民間施設

3 指定基準

- (1)適当な冷暖房設備を有すること
- (2)熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、施設を開放すること
- (3)熱中症特別警戒アラートの発表時以外においても、住民その他が暑熱を避けるための滞在場所として、一般に解放するよう努めること
- (4)住民等が滞在の用に供すべき部分について、適切な空間を確保すること
- (5)施設の名称、所在地、開放日・時間及び受け入れ人数を公表する
- (6)協定を締結する

4 応募方法

「相馬市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募票」を相馬市保健センターにメール又は郵送で提出または、オンライン応募フォームからの回答

5 応募先

住所 976-0042 相馬市中村大手先 44 番地の 3

宛名 相馬市保健センター 予防係

TEL 0244-26-9422

e-mail hoken-center@city.soma.lg.jp

募集フォーム 「民間施設のクーリングシェルター募集フォーム」

URL:<https://logoform.jp/f/3jFVC>

6 その他

- (1)施設管理者から協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、クーリングシェルターの実施状況等を評価の上で引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2)公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。
- (3)クーリングシェルターの施設設備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。